

**1 保健所法制定時（昭和12年～）**

→ 所長は技師であることが要件

○保健所法施行規則（昭和12年内務省令第29号）

第三条 保健所ニハ左ノ職員ヲ置クベシ

所長  
技師  
技手  
書記  
指導員  
保健婦

所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツベシ

第一項ノ技師及技手中ニ名ハ医師、一名ハ薬剤師タルコトヲ要ス

**2 保健所法改正時（昭和23年～）**

→ 省令に医師要件を創設

○保健所法施行規則（昭和23年厚生省令第14号）

第七条 保健所には、左の職員を置くものとする。

所長  
事務吏員  
技術吏員

所長は医師であつて、左の各号の一に該当する者を以てこれに充てるものとする。

- 一 三年以上公衆衛生の実務に経験ある者
- 二 公衆衛生院の行う養成訓練の課程を経た者
- 三 その他厚生大臣が前二号と同等以上の経験を有すると認めた者

**3 昭和28年以降**

→ 昭和28年の法令改正により、政令に根拠が移された。

○保健所法（昭和22年法律第101号）

〔昭和28年の改正により追加〕

第五条の二 保健所に、政令で定めるところにより、所長その他所要の職員を置く。

○保健所法施行令（昭和23年政令第77号）

〔昭和28年の改正により追加〕

第四条 保健所の所長は、医師であつて、左の各号の一に該当する技術吏員でなければならない。

- 一 三年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者
- 二 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）第十五条に規定する国立公衆衛生院の行う養成訓練の課程を経た者
- 三 厚生大臣が前二号と同等以上の技術又は経験を有すると認めた者

二次医療圏数・老人保健福祉圏域数・保健所数の比較  
(平成15年4月1日)

no	都道府県	二次医療圏数	老人保健福祉圏域数	都道府県別保健所数	設置主体別保健所数	
					都道府県保健所数	政令市等保健所数
1	北海道	21	21	30	26	4
2	青森	6	6	6	6	0
3	岩手	9	9	10	10	0
4	宮城	5	7	12	7	5
5	秋田	8	8	9	8	1
6	山形	4	4	4	4	0
7	福島	7	7	8	6	2
8	茨城	9	10	12	12	0
9	栃木	5	5	6	5	1
10	群馬	10	10	11	11	0
11	埼玉	9	10	22	20	2
12	千葉	8	8	16	14	2
13	東京都	13	13	36	13	23
14	神奈川県	11	8	38	11	27
15	新潟	13	13	14	13	1
16	富山	4	4	5	4	1
17	石川	4	4	5	4	1
18	福井	4	4	6	6	0
19	山梨	8	8	8	8	0
20	長野	10	10	11	10	1
21	岐阜	5	5	8	7	1
22	静岡県	10	9	11	9	2
23	愛知県	11	11	32	13	19
24	三重	4	4	9	9	0
25	滋賀	7	7	7	7	0
26	京都	6	6	23	12	11
27	大阪	8	8	18	14	4
28	兵庫県	10	10	29	25	4
29	奈良	3	3	6	5	1
30	和歌山	7	7	8	7	1
31	鳥取	3	3	4	4	0
32	島根	7	7	7	7	0
33	岡山	5	5	11	9	2
34	広島	7	7	10	7	3
35	山口	9	9	10	9	1
36	徳島	6	6	6	6	0
37	香川	5	5	5	4	1
38	愛媛	6	6	9	8	1
39	高知	4	4	6	5	1
40	福岡	13	13	22	13	9
41	佐賀	5	5	5	5	0
42	長崎	9	9	10	8	2
43	熊本	11	11	11	10	1
44	大分	10	10	10	9	1
45	宮崎	7	8	9	8	1
46	鹿児島	12	12	15	14	1
47	沖縄	5	5	6	6	0
	合計	363	364	576	438	138

## 1 二次医療圏関係

### ○医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）

#### 第三十条の三（略）

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除き、診療所の療養病床を含む。）の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

### ○医療法施行規則（昭和二十三年十一月五日厚生省令第五十号）

#### （区域の設定に関する標準）

第三十条の二十九 法第三十条の三第四項に規定する区域の設定に関する標準は、次のとおりとする。

- 一 法第三十条の三第二項第一号に規定する区域については、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院における入院に係る医療（前条に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること。

## 2 老人保健福祉圏域関係

### ○介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

#### 第百十八条（略）

2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護保険施設の種別ごとの必要入所定員総数（指定介護療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数）その他の介護給付等対象サービスの量の見込み

### ○老人福祉法（昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号）

#### 第二十条の九（略）

2 都道府県老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標

○老人保健法（昭和五十七年八月十七日法律第八十号）

第四十六条の十九

- 2 都道府県老人保健計画においては、介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとに医療等以外の保健事業の供給体制の確保に関する事項を定めるものとする。

○介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十一年五月十一日厚生省告示第百二十九号）

第二 介護保険事業計画の作成に関する事項

- 一 介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

4 圏域の設定

都道府県介護保険事業支援計画においては、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域を定めるものとされており、これを老人保健福祉圏域（老人福祉法第二十条の九第二項第一号及び老人保健法第四十六条の十九第二項に規定する区域をいう。以下同じ。）として取り扱うものとされている。圏域については、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図る観点から、二次医療圏（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第二項第一号に規定する区域をいう。以下同じ。）と一致させることが望ましい。このため、老人保健福祉圏域が二次医療圏と一致していない都道府県は、可能な限り、両者を一致させるよう努めることが必要である。

3 保健所の所管区域関係

○地域保健法（昭和二十二年九月五日法律第百一号）

第五条

- ② 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合には、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第二項第一号に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第二項第一号に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。

- 地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成六年十二月一日厚生省告示第三百七十四号)

## 第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

### 一 保健所

#### 1 保健所の整備

##### (一) 都道府県の設置する保健所

- (1) 都道府県の設置する保健所の所管区域は、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、二次医療圏(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第二項第一号に規定する区域をいう。以下同じ。)又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一百八条第二項第一号に規定する区域とおおむね一致した区域とすることを原則として定めることが必要であること。ただし、現行の医療圏が必ずしも保健サービスを提供する体制の確保を図る趣旨で設定されていないことから、二次医療圏の人口又は面積が平均的な二次医療圏の人口又は面積を著しく超える場合には地域の特性を踏まえつつ複数の保健所を設置できることを考慮すること。

##### (2) (略)

##### (二) 政令市及び特別区の設置する保健所

- (1) 政令指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)は、地域の特性を踏まえつつ、保健所が、従来おおむね行政区単位に設置されてきたことに配慮しながら、都道府県の設置する保健所との均衡及び保健所政令市(地域保健法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)第一条第三号の市をいう。以下同じ。)の人口要件を勘案し、住民が受けることができるサービスの公平性が確保されるように保健所を設置することが望ましいこと。
- (2) 政令指定都市を除く政令市(地域保健法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)第一条の市をいう。以下同じ。)及び特別区は、都道府県の設置する保健所との均衡及び保健所政令市の人口要件を勘案し、地域の特性を踏まえつつ、保健所を設置することが望ましいこと。
- (3) 保健所の設置及び運営を円滑に遂行できる人口規模を備えた市が保健サービスを一元的に実施することは望ましいことから、人口三十万人以上の市は、保健所政令市への移行を検討すること。
- (4) 人口三十万人未満の現行の政令市は、引き続きその業務の一層の推進を図ること。